

岩手山の火山活動解説資料（令和4年1月）

仙台管区气象台
地域火山監視・警報センター

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。
噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）の予報事項に変更はありません。

○ 活動概況

・ 噴気など表面現象の状況（図1、図2-①⑤）

柏台監視カメラによる観測では、黒倉山山頂の噴気は30m以下で経過し、岩手山山頂及び大地獄谷の噴気は認められませんでした。今期間、噴気活動に特段の変化はなく低調に経過しました。

・ 地震や微動の発生状況（図2-②～④⑥）

火山性地震は少ない状態で経過しました。
火山性微動は観測されませんでした。

・ 地殻変動の状況（図3、図5）

火山活動によると考えられる変化は認められませんでした。

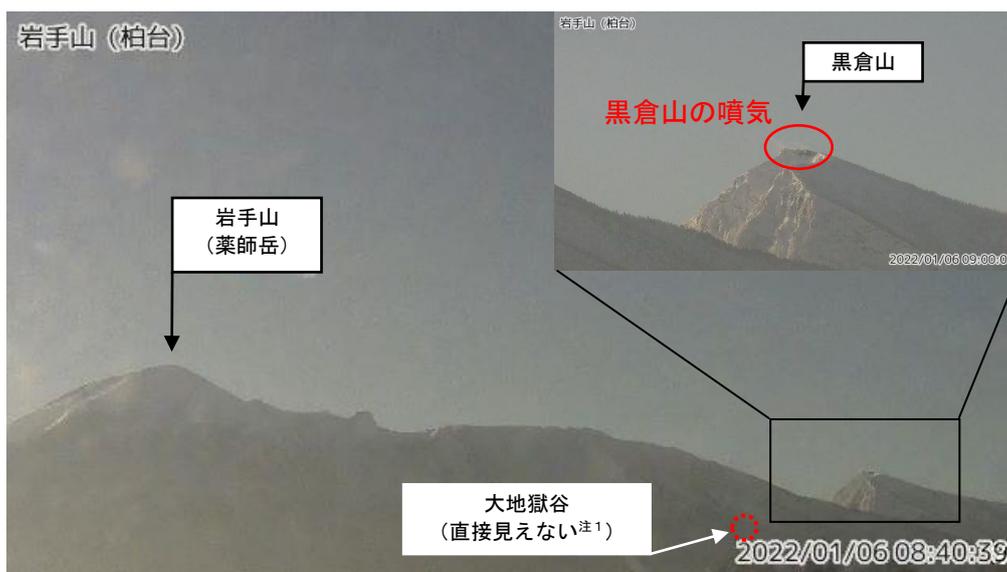


図1 岩手山 山頂部から黒倉山周辺の状況（1月6日）

- ・ 柏台監視カメラ（黒倉山山頂の北約8km）の映像です。
- ・ 注1）大地獄谷からの噴気は、高さ200m以上のときに柏台監視カメラで観測されます。赤破線が大地獄谷の位置を示します。

黒倉山山頂の噴気は30m以下で経過しました。
岩手山山頂及び大地獄谷の噴気は認められませんでした。

この火山活動解説資料は気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/monthly_vact.php）で閲覧することができます。

次回の火山活動解説資料（令和4年2月分）は令和4年3月8日に発表する予定です。

資料で用いる用語の解説については、「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」を御覧ください。

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/kazanyougo/mokuji.html>

この資料は気象庁のほか、国土地理院、東北大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所のデータも利用して作成しています。

本資料中の地図の作成に当たっては、国土地理院発行の「数値地図50mメッシュ（標高）」を使用しています。

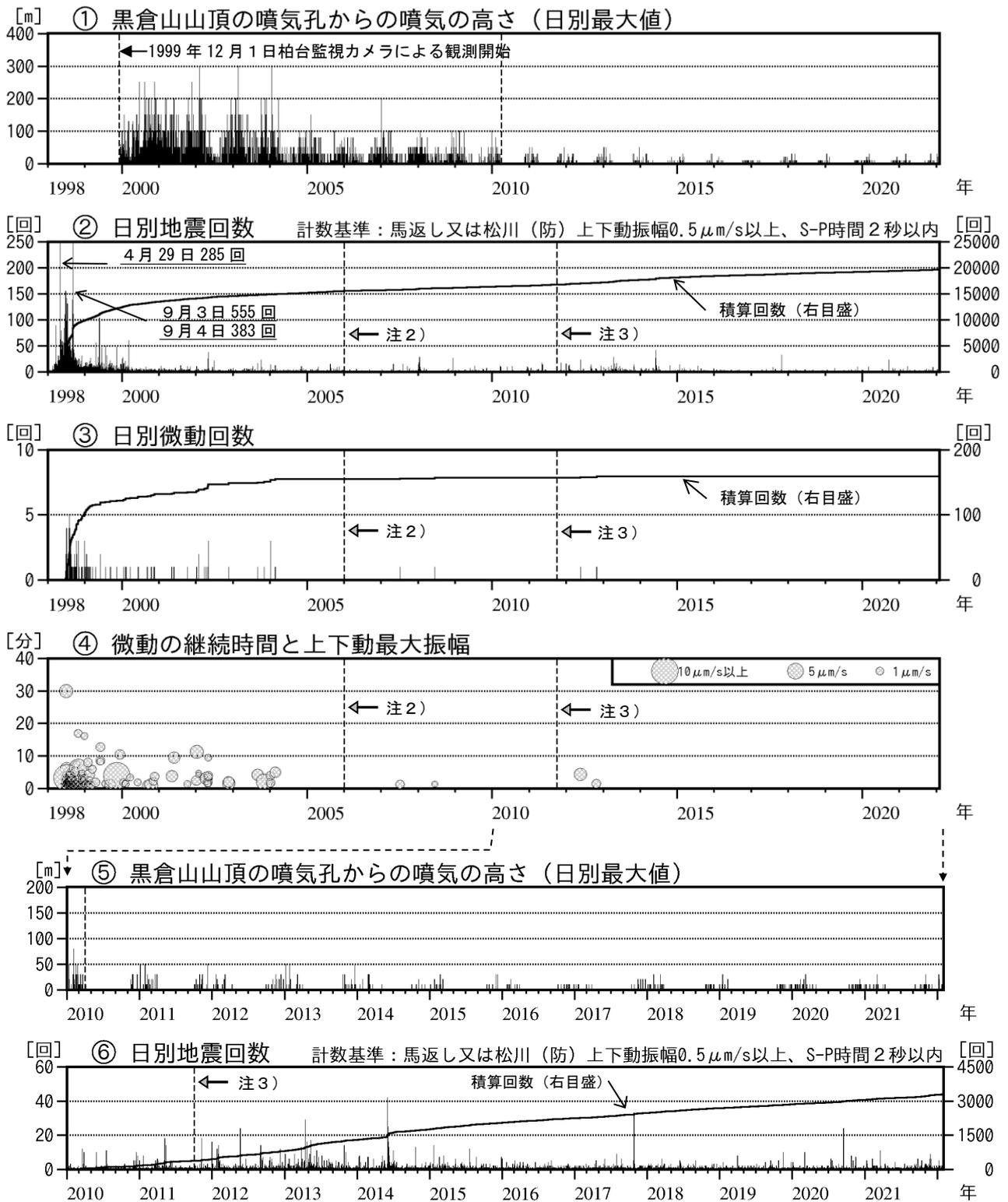


図2 岩手山 火山活動経過図（1998年1月～2022年1月）

- ・①⑤2010年3月までは黒倉山のみを観測値を、2010年4月1日以降は岩手山全体の観測値を示しています。
- ・②～④⑥計数に使用した観測点は次のとおりです（角カッコ内は地震回数の計数基準）。
 観測開始 1998年 1月1日～東北大学松川観測点 [振幅 $1.0\mu\text{m/s}$ 以上、S-P時間2秒以内]
 注2) 2006年 1月1日～焼切沢観測点 [振幅 $0.5\mu\text{m/s}$ 以上、S-P時間2秒以内]
 注3) 2011年 10月1日～馬返し観測点及び防災科学技術研究所松川観測点 [振幅 $0.5\mu\text{m/s}$ 以上、S-P時間2秒以内]
- ・②2000年1月以降は滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を除外した回数です。（1998年から1999年までは滝ノ上付近の地震など山体以外の地震を含みます）

各観測データに特段の変化はみられず、静穏な状態で推移しています。

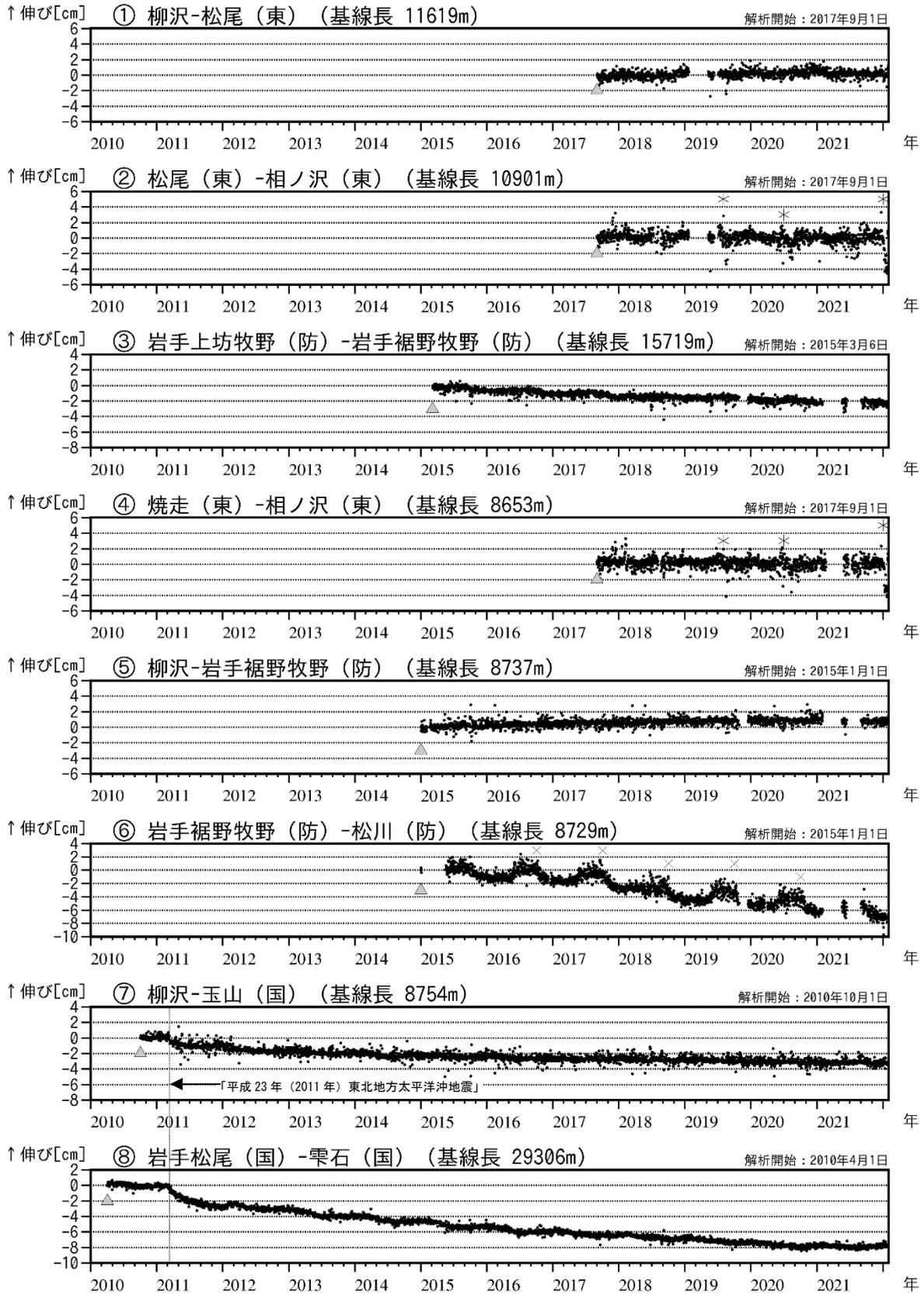


図3 岩手山 GNSS 基線長変化図（2010年4月～2022年1月）

- ・「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴うステップを補正しています。
- ・①～⑧は図5のGNSS基線①～⑧に対応しています。
- ・空白部分は欠測を示します。
- ・国）は国土地理院、（東）は東北大学、（防）は防災科学技術研究所の観測点を示します。
- ×：松川（防）観測点に起因する変化で、火山活動によるものではないと考えられます。
- *：相ノ沢（東）観測点に起因する変化で、火山活動によるものではないと考えられます。
- ▲：解析開始を示します。

火山活動によると考えられる変化は認められませんでした。

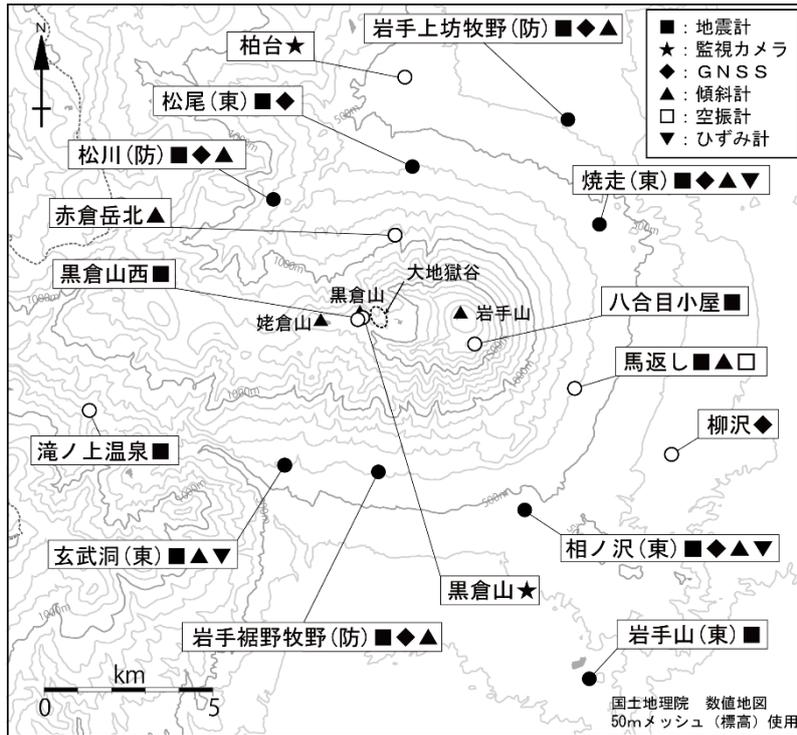


図4 岩手山 観測点配置図

白丸（○）は気象庁、黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

（東）：東北大学 （防）：防災科学技術研究所

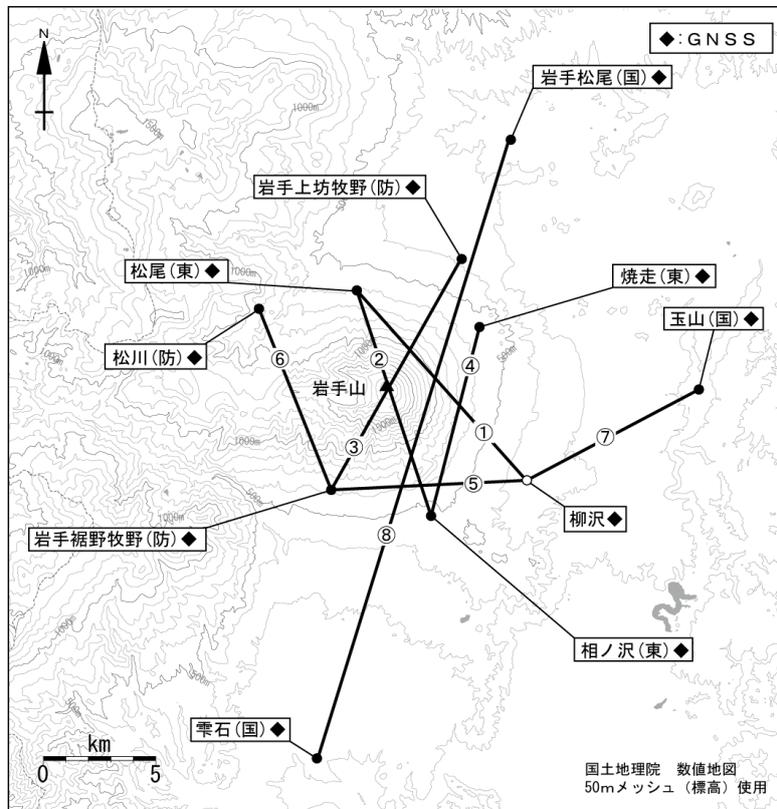


図5 岩手山 GNSS 観測基線図

白丸（○）は気象庁、黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

（国）：国土地理院 （東）：東北大学

（防）：防災科学技術研究所

岩手山の噴火警戒レベル

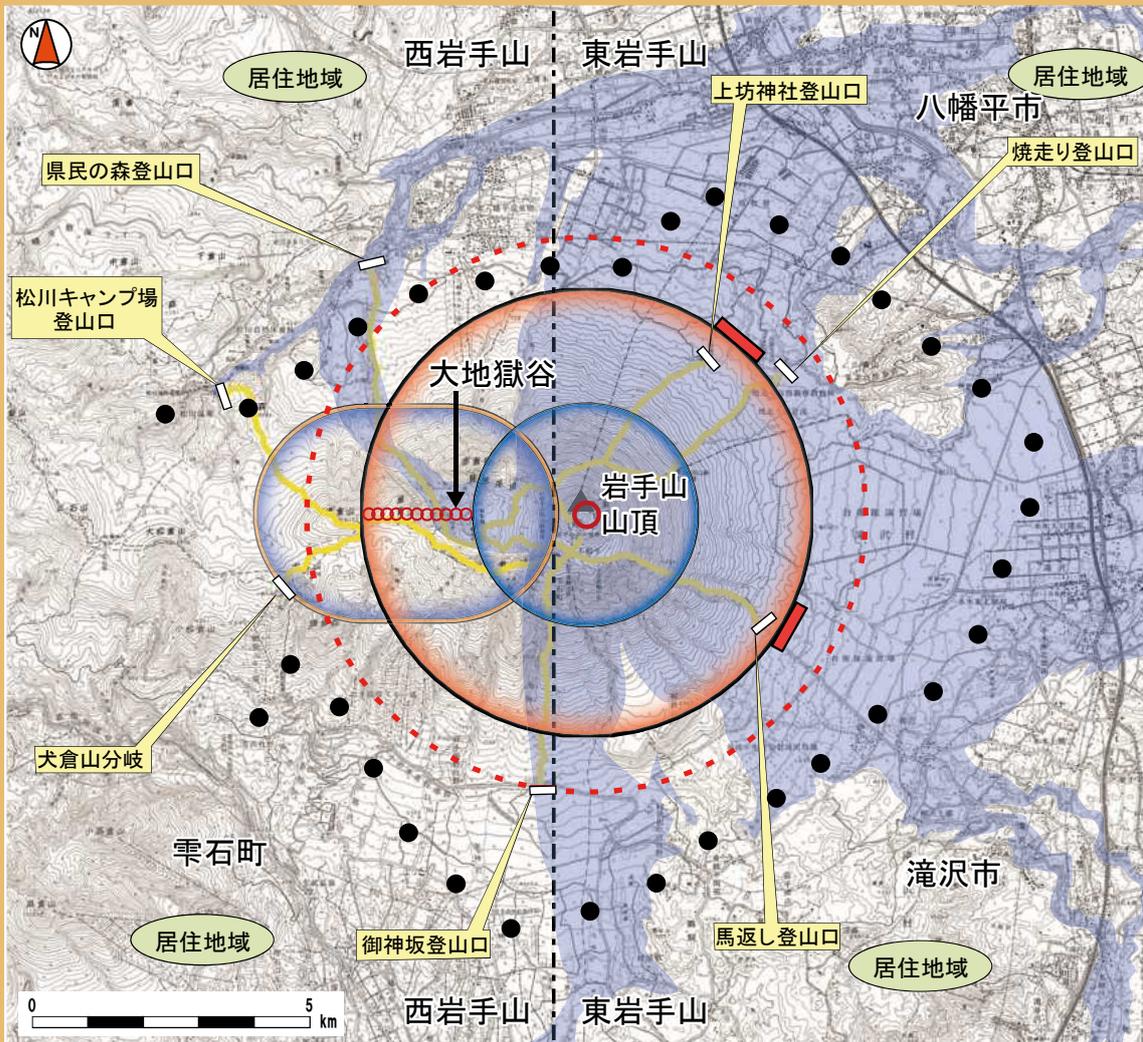
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「高齢者等避難」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 岩手山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



岩手山を西側から望む

■岩手山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



この図は、国土地理院発行5万分の1地形図「岩手」を使用して作成しています。

■この図は岩手山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

■岩手山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町にお問い合わせください。

岩手山の火山活動について

岩手山では、1686年に山頂火口から、1732年に山腹火口（焼走り熔岩流）から、1919年に大地獄谷で噴火が起きています。また、1998年3月以降地震活動が活発になり、1999年からは西岩手山の大地獄谷や黒倉山から姥倉山にかけて噴気活動が活発になりました。

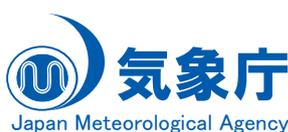
現在（平成31年3月）は、地震活動、噴気活動も静穏な状況となっています。

凡例

- 居住地域の境界
- 規制登山道
- 登山口等の入山規制箇所
- 想定火口
- レベル2の影響範囲（東岩手山）
- レベル3の影響範囲（東岩手山）
- レベル2、3の影響範囲（西岩手山）
- 火砕流・火砕サージの影響範囲（レベル4、5）
- 融雪型火山泥流の影響範囲（レベル4、5）
- レベル3における通行規制箇所



本冊子は、植物油インクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区气象台 地域火山監視・警報センター
 TEL: 022-297-8164 <https://www.data.jma.go.jp/sendai/>
 盛岡地方气象台
 TEL: 019-622-7868 <https://www.data.jma.go.jp/morioka/>
 岩手山火山防災協議会事務局：岩手県
 TEL: 019-629-5155 <https://www.pref.iwate.jp/>



岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4 km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4 km）まで飛散
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難の準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4 km以内及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

※火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。
※「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

- 各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。
- 最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

岩手山火山防災に係る今年度の取組

岩手県復興防災部防災課

1 岩手山の避難計画の周知等

(1) 火山防災マップを活用した、住民や登山者等に対する避難計画の周知

○ 住民への火山防災マップの配付、事業者に対する説明の実施等

(2) 避難促進施設の指定に向けた取組

ア 滝沢市立柳沢小中学校の避難確保計画の送付（令和4年1月11日）

【概要】

令和2年度避難確保計画策定支援事業（内閣府）により作成した滝沢市立柳沢小中学校の避難確保計画を市町あて送付した【資料3-3】。

イ 避難促進施設の選定に係る市町担当者との意見交換（令和4年2月2日）

【概要】

避難促進施設の選定に係る課題、他協議会の選定基準の情報共有を行った。また、集客施設における施設選定基準に係る検討及び今後の対応について意見交換を行った【資料3-4】。

2 岩手山の火山活動状況調査

(1) 岩手県防災ヘリを使用した機上観測（令和3年4月12日、11月1日）

【調査結果（概要）】

（4月12日）岩手山山頂、大地獄谷に特段の変化は認められなかった。
（11月1日）天候不良により観測が実施できなかった。

(2) 岩手山現地調査（令和3年6月10日、11月7日（岩手大学 土井客員教授単独調査））

【調査結果（概要）】

（6月10日）大地獄谷北火口については、噴気活動が特に活発のようには見えなかった。噴気温度の最高値は97.8℃であった。
（11月7日）大地獄谷北火口において噴気および熱水湧出地点に変化は認められなかった。

(3) 岩手県の火山活動に関する検討会

ア 第64回（令和3年6月16日）

【評価概要】

火山性地震は月に20～30回程度で推移し、地殻変動も観測されていない。噴気の活動も特に変わった様子もなく、大地獄谷の噴気温度も100度以下であり、火山の活動は平穏な状態で推移している。

イ 第 65 回（令和 3 年 12 月 13 日）

【評価概要】

火山性地震は 6 月から 10 月は 20 回以下で推移しており、11 月は 48 回とやや多く発生している。深部からの震源の移動や、地震の規模が大きくなるといった傾向はみられず、地殻変動も観測されていない。大地獄谷の噴気も 100 度以下で推移しており、火山の活動は平穏な状態で推移している。

3 岩手山火山防災協議会に係る規約の改正（令和 3 年 4 月 1 日）

【概要】

各機関の組織名称変更に伴い、岩手山火山防災協議会に係る規約を改正した【資料 3—5】。
※ 軽微な変更であることから岩手山火山防災協議会規約第 6 条による専決処分とした。

4 参考『火山噴火予知連絡会（気象庁）による火山活動の評価』

【令和 3 年 12 月 27 日（第 149 回火山噴火予知連絡会）】

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

各市町村における岩手山火山避難計画の周知状況

1 各市町村における岩手山火山避難計画の周知状況

(1) 盛岡市

- ① 「盛岡市防災マップ」(冊子)に火山防災情報を掲載し全戸配布して、防災対策を推進(平成30年度)
- ② 盛岡市ホームページに岩手山火山防災マップを掲載(令和元年度)

(2) 八幡平市

- ① 岩手山火山防災マップを全戸配布、ホームページに掲載(令和元年度)
- ② 東岩手火口の中心から4km又は西岩手火口の中心から概ね2km以内に所在する市内の事業者に対し、火山防災に関する説明を行った。今後、事業者との連携による防災対策を推進(令和2年度)
- ③ 岩手山火山防災協議会の「岩手山噴火時等の避難確保計画(ひな形)」を基に、八幡平市の「岩手山噴火時等の避難確保計画(ひな形)」を作成。令和3年5月に内閣府から示された「避難確保計画作成の手引き(第3版)」を基に市のひな形を修正中。修正後、そのひな形を事業者に送付予定(令和3年度)

(3) 滝沢市

- ① 岩手山火山防災マップをベースとした滝沢市独自の防災マップ(岩手山火山災害)を作成し、全戸配布及び滝沢市ホームページに掲載し、防災対策を推進(令和元年度)
- ② 避難確保計画支援事業(内閣府)に応募し、融雪型火山泥流が流下する危険のある柳沢小中学校の避難確保計画を策定(令和2年度)

(4) 雫石町

- ① 岩手山火山防災マップを全戸配布(令和元年度)
- ② 「雫石町防災マップ(冊子)」(岩手山火山防災情報掲載)を作成、全戸に配布するとともに、雫石町ホームページに掲載し、複数の手段により防災対策を推進(令和3年度)
- ③ 東岩手火口の中心から概ね4km又は西岩手火口の中心から概ね2km以内に所在する町内の事業者に対し、火山防災に関する説明を行い、地域との連携による防災対策を推進予定(令和4年度予定)

岩手山噴火時等の避難確保計画

令和 3 年 4 月

施設名：滝沢市立柳沢小中学校

目 次

1. 計画の目的	1
2. 当施設の位置	1
3. 避難確保計画の対象とすべき範囲及び時間	3
4. 防災体制	4
5. 情報伝達及び避難誘導	5
5.1 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、 突発的に噴火した場合	5
5.2 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられたことにより、 避難が必要となった場合	9
5.3 噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、又は 火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合	11
6. 資器材の配備等（必要な物資等）	12
7. 防災教育及び訓練の実施並びに児童等への情報提供及び啓発	13
8. 参考資料	14
9. 様式	18

1. 計画の目的

滝沢市立柳沢小中学校（以下「当施設」という。）は、滝沢市地域防災計画に、活動火山対策特別措置法第6条の規定に基づく「避難促進施設」として定められていることから、同法第8条第1項の規定に基づき避難確保計画（以下「本計画」という。）を定める。

本計画は、当施設に通学する児童及び生徒並びに勤務する教職員（以下「児童等」という。）に対して、岩手山の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 当施設の位置

以下に、当施設の位置図を示す。当施設は、想定火口から概ね8kmの距離に位置しており、噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられ、滝沢市が避難情報を発令した際に、避難が必要になる。

表1 施設の位置

項目		内容
想定火口からの距離		概ね8km
噴火警戒 レベル	レベル2（火口周辺規制）	範囲外
	レベル3（入山規制）	範囲外
	レベル4及び5（避難準備及び避難）	範囲内
施設に影響のある火山現象		溶岩流、融雪型火山泥流、 小さな噴石及び火山灰

次項に、当施設の位置図を示す。

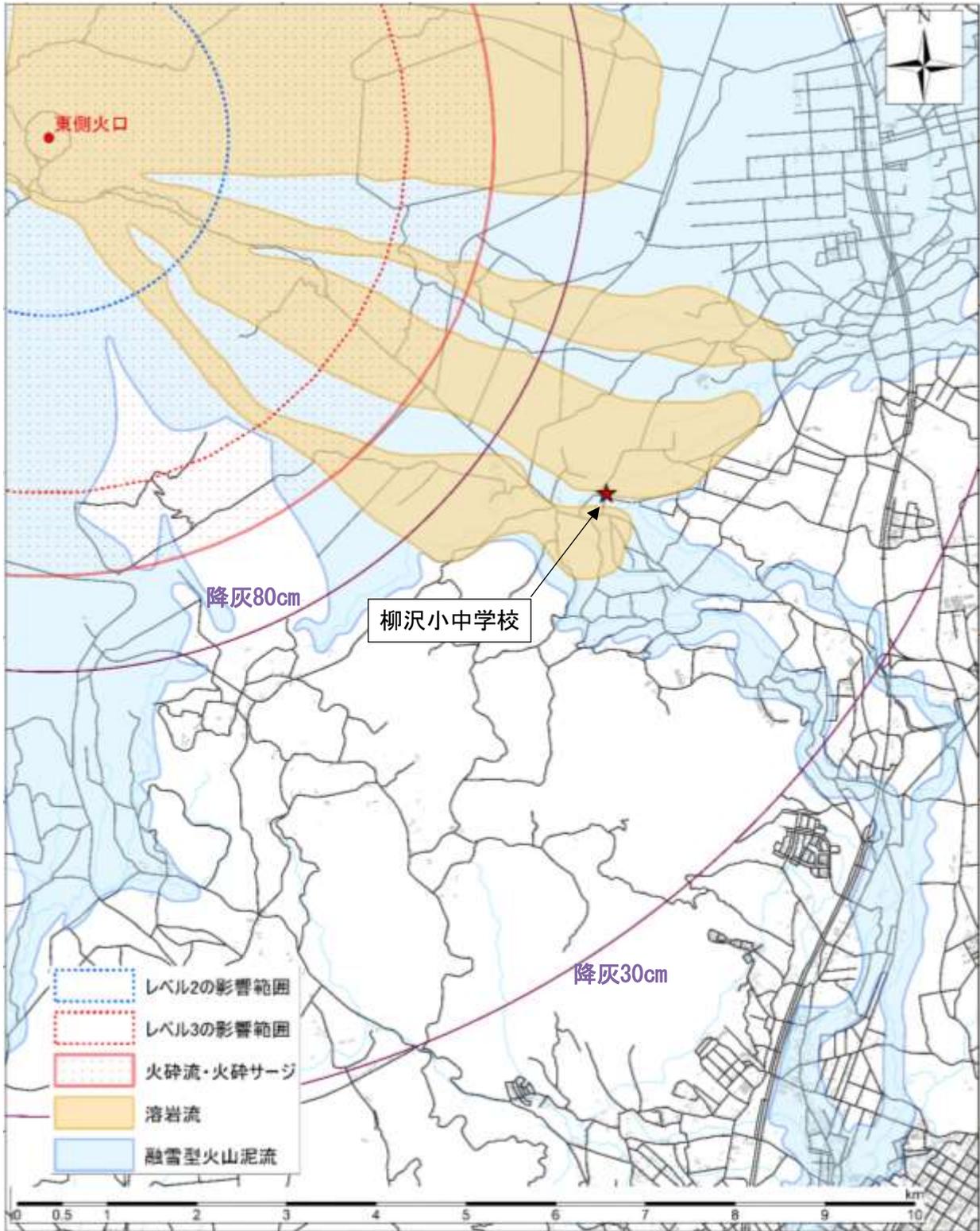


図1 当施設の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき範囲及び時間

当施設において避難確保を行うべき対象は、原則として児童等とする。また、避難確保を行うべき時間は、児童及び生徒の在校時間とし、登下校の時間は含まないものとする。

なお、避難を確保すべき者の想定人数は、以下のとおりである。

表2 避難を確保すべき児童等

避難を確保すべき対象	
児童及び生徒数	教職員数
33人	13人

(令和3年4月1日現在)

当施設周辺の地図を以下に示す。

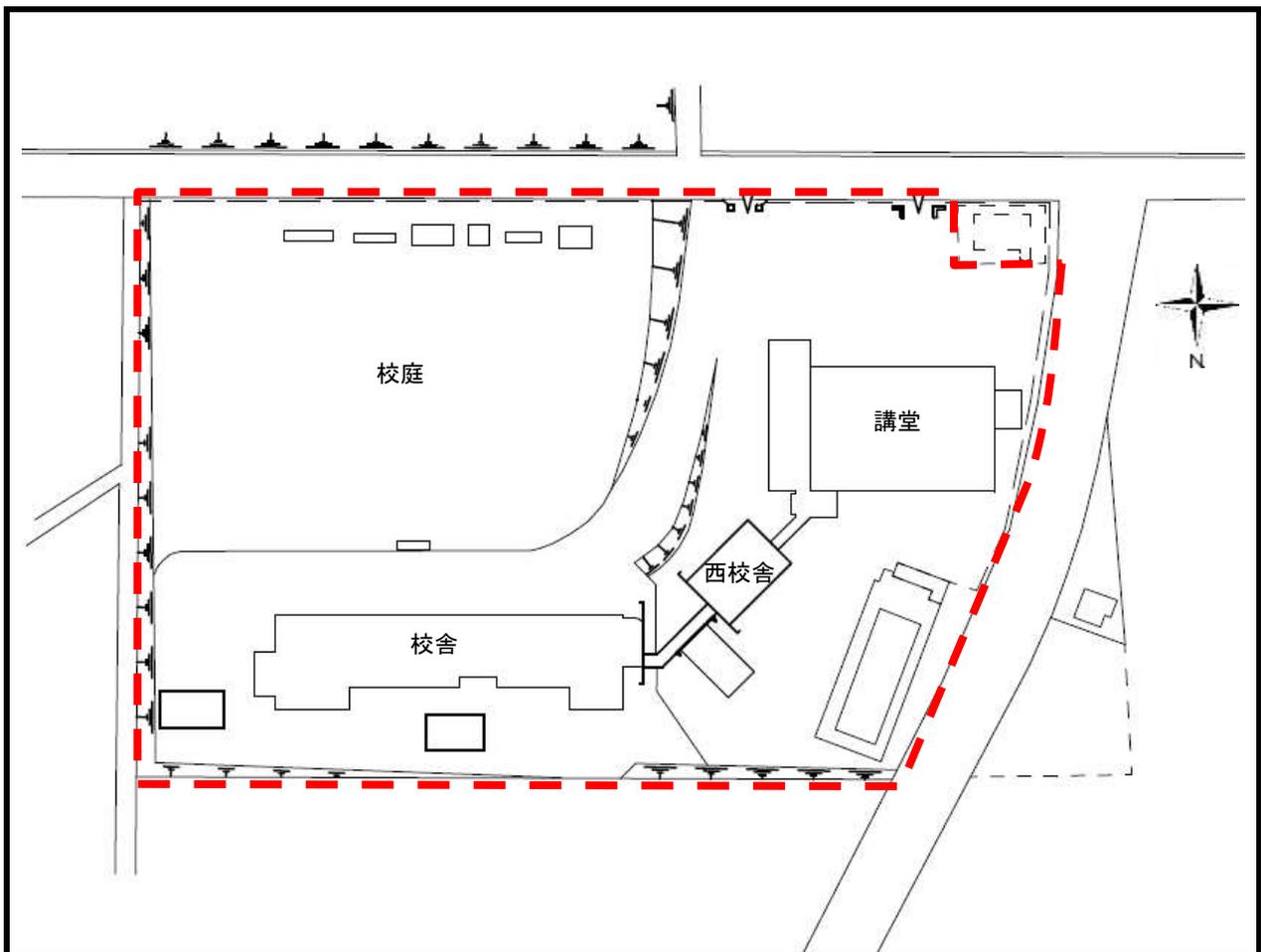


図2 当施設周辺の地図

4. 防災体制

岩手山の火山活動が活発化した場合の当施設における防災体制は、以下のとおりである。

表3 防災体制と火山活動状況の関係

防災体制	当施設の班組織	状況
災害対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班 	噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合
		噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられ、滝沢市が避難情報を発令し、避難が必要となった場合
情報伝達体制	<ul style="list-style-type: none"> ・情報班 ・避難誘導班 	噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合

当施設は、以下の体制を取り災害対応にあたる。

統括管理者	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の統括
情報班（班長）	副校長	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル等火山活動の情報収集及び伝達 ・関係機関との情報連絡 ・避難状況の集約
避難誘導班（班長）	小学校教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・児童等の避難状況把握 ・児童等への避難等の呼びかけ ・避難誘導

統括管理者が不在の場合等には、以下の者が代理となる。

代理順位	氏名
第1位	副校長
第2位	小学校教務主任

5 情報伝達及び避難誘導

5.1 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合

(1) 情報収集及び伝達

噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表4 当施設として行う情報収集及び伝達

手順	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	岩手山の噴火を覚知した際は、ただちに災害対応体制を取り、滝沢市に噴火の発生と避難の開始を連絡する。
②児童等の状況把握	児童等の避難及び被災状況を把握する。 施設及び周辺の被害状況を把握する。
③滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、適宜協議を実施する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・児童等の避難及び被災状況 ・施設及び周辺の被害状況 ・小さな噴石及び火山灰の堆積状況 ・气象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 ・避難実施のタイミング

関係機関の連絡先は、以下のとおりである。

表5 関係機関連絡先一覧

分類	関係機関	連絡先	担当課
行政機関	滝沢市	019-656-6507	市民環境部 防災防犯課
		019-656-6584	教育委員会 教育総務課
参考	盛岡地方气象台	019-622-7868	—
	滝沢消防署滝沢北出張所	019-688-0119	—
	盛岡西警察署	019-645-0110	—

(2) 避難誘導対応

①児童等への情報伝達

情報班長は、校内放送を通じて、ただちに児童等に情報伝達を行う。

(例) ただ今、岩手山が噴火しました。児童・生徒の皆さんは、先生の指示に従い、落ち着いて西校舎に避難してください。

②西校舎への緊急退避

各クラス担当教諭は、児童及び生徒を西校舎に緊急退避させる。

避難誘導班は、西校舎に移動してきた児童等に、ヘルメット及び防塵マスクを配布し、ただちに装着するよう指示する。

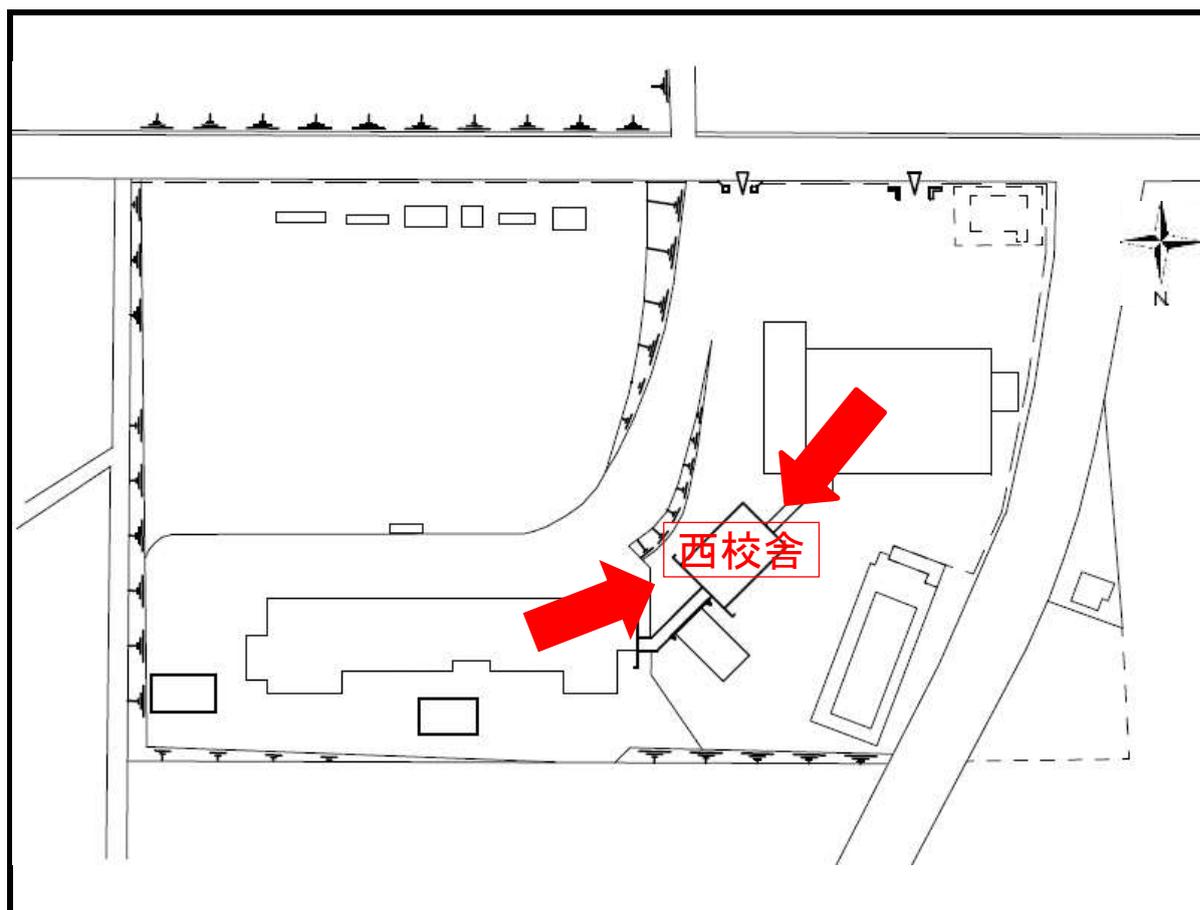


図3 施設内の緊急退避の経路図

※西校舎は、講堂や校舎と比較した際に、周辺の地形や建物の構造から、融雪型火山泥流の直撃を受けにくく、また、土砂や流木等も堆積しにくい建物であると考えられることから、緊急退避場所として選定した。

③児童等の緊急退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、西校舎への緊急退避が完了した後、児童等の緊急退避状況を18ページの様式1により集計整理する。その後、さらに詳細な報告を要する場合には、様式2を用いる。

情報班長は整理した結果を、滝沢市にすみやかに報告する。

④応急手当の対応

避難誘導班は、負傷者が発生した際は、応急手当を行うとともに、養護教諭等に至急知らせる。

(3) 滝沢市との協議

統括管理者は、西校舎への緊急退避の完了を確認後、ただちに滝沢市と協議し、火山活動の状況や施設周辺の被害状況等を踏まえ、今後の対応を決定する。

柳沢小中学校に影響がない規模（噴火警戒レベル2又は3の規模）の噴火であることが判明した場合には、「5.3 噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、又は火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合」に準じて、対応する。

(4) 滝沢第二小学校への避難及び搬送

①救助部隊到着までの対応

避難誘導班は、救助部隊が到着するまでの間、児童等に備蓄物資の食料と水を配布する。

②滝沢第二小学校への避難及び搬送

避難誘導班は、救助部隊と連携し、準備ができた児童等から順次車両等に乗せ、指定避難所である滝沢第二小学校へ避難させる。避難中は、小さな噴石や火山灰等に十分に注意する。

滝沢第二小学校までの避難経路は、図4を参考に、滝沢市との協議や道路状況等を勘案し、融雪型火山泥流等の火山現象の影響が最も少ないと考えられる経路を選択する。



図4 滝沢第二小学校までの経路図（例）

(5) 児童及び生徒の保護者への引き渡し

各クラス担当教諭は、保護者が持参した19ページの「様式3引き渡しカード」を照合し、児童及び生徒を保護者へ引き渡す。引取り先が自宅以外の場合は、連絡先を必ず確認する。

5.2 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられたことにより、避難が必要となった場合

(1) 情報収集及び伝達

噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられたことにより、滝沢市が避難情報を発令し、避難が必要となった場合、当施設が行う情報収集及び伝達は以下のとおりである。

表6 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	滝沢市の避難情報の発令により、災害対応体制を取る。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、避難の実施について適宜協議する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等 ・児童等の人数
③保護者への伝達	滝沢第二小学校へ避難を実施すること及び引き渡しを滝沢第二小学校で行う旨をメール等により、保護者へ伝達する。

関係機関の連絡先は、5ページの表5のとおりである。

(2) 避難誘導対応

①教職員への情報伝達

情報班長は、噴火警戒レベルが4又は5に引上げられたことにより、避難が必要となったことを教職員に伝達する。

②児童等への情報伝達

情報班長及び各クラス担当教諭は、校内放送設備又は口頭で、児童及び生徒に滝沢第二小学校へ避難が必要となったことをすみやかに伝達する。

(例) 岩手山の火山活動が活発化しているため、滝沢第二小学校への避難が必要になりました。児童・生徒の皆さんは、先生の指示に従い、落ち着いて講堂に移動してください。

各クラス担当教諭は、児童等を講堂に誘導し、整列させる。

③児童等の退避状況の把握及び報告

避難誘導班長は、児童等の退避が完了した後、「5. 1 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合」に準じて、児童等の退避状況を集計整理する。

(3) 滝沢市との協議

統括管理者は、講堂への退避の完了を確認後、すみやかに滝沢市と協議し、火山活動の状況等を踏まえ、今後の対応を決定する。

(4) 滝沢第二小学校への避難及び搬送

「5. 1 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合」に準じて、滝沢第二小学校への避難及び搬送を行う。

(5) 児童等の保護者への引き渡し

「5. 1 噴火警戒レベルが4又は5に引き上げられることなく、突発的に噴火した場合」に準じて、児童等を保護者へ引き渡す。

5.3 噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、又は火山活動の状況に関する解説情報（臨時）等が発表された場合

(1) 情報収集及び伝達

噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、又は火山活動状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合に、当施設が行う情報収集及び伝達は、以下のとおりである。

表7 当施設として行う情報収集及び伝達

対応	施設の取るべき対応
①防災体制の確立	滝沢市等からの第一報をもとに、情報収集体制を取る。
②滝沢市との協議	滝沢市と以下の情報を共有し、今後の対応等について適宜協議する。 ・施設が把握している火山活動の状況 ・気象台及び専門家等から得られる火山活動の今後の推移等

関係機関の連絡先は、5ページの表5のとおりである。

(2) 教職員への周知及び伝達

情報班長は、教職員に対し、噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられ、火口周辺規制又は入山規制が実施されたこと、又は火山の活動状況に関する解説情報（臨時）が発表されたことを踏まえ、今後の火山活動の状況や盛岡地方気象台等から発表される情報等に留意するよう伝達する。

(3) 児童及び生徒への周知及び伝達

各クラス担当教諭は、児童及び生徒に、岩手山の火山活動が活発になっていることから、今後、滝沢第二小学校への避難が必要になる可能性があることを伝えるとともに、登下校の時間も十分注意するよう呼びかける。

6. 資器材の配備等（必要な物資等）

当施設で保有する、設備、資器材及び備蓄物資は、下表のとおりである。

統括管理者は、日頃からこれらの資器材等の使用方法及び保管場所を教職員に周知するとともに、その維持管理に努めるものとする。

統括管理者は、毎年4月に設備、資器材及び備蓄物資の状況を点検及び確認し、必要な更新等を行う。

表8 保有設備、資器材及び備蓄物資一覧

活動区分	設備、資器材及び備蓄物資	設置又は保管場所	数量
情報収集及び伝達	テレビ	職員室及び多目的教室	4
	ラジオ	普通教室及び音楽室	10
	パーソナルコンピュータ	コンピュータ及び職員室	18
	防災行政無線戸別受信機	職員室	1
	防災行政無線携帯型陸上移動局	校長室	1
避難誘導	携帯用拡声器	職員室	1
	ヘルメット	家庭科室	50
	防塵マスク	家庭科室	60
食料等	アルファ化米	家庭科室	50
	ミネラルウォーター	家庭科室	48

(令和3年4月現在)

7. 防災教育及び訓練の実施並びに児童等への情報提供及び啓発

(1) 当施設における防災教育及び訓練の実施

当施設においては、下表の防災教育及び訓練を実施する。特に、岩手山では10月頃から雪が積もり始めるため、教職員による本計画の再確認、避難訓練の実施及び保護者への引き渡し場所等の周知を確実に行うものとする。

表9 防災教育及び訓練計画

防災教育及び訓練の内容	頻度	対象者
避難訓練①（火災想定）	年1回	児童等
避難訓練②（大地震想定）	年1回	児童等
避難訓練③（火山噴火想定）	年1回 (10月)	児童等 ※保護者への周知も実施
避難訓練④（不審者侵入想定）	年1回	児童等

(2) 避難確保計画の見直し

毎年度実施される訓練を通じて、本計画の検証及び見直しを行う。人事異動等で変更が生じた場合は、その都度、本計画の修正を行う。訓練を実施した場合や本計画を変更した場合は、すみやかに滝沢市に報告する。

(3) 当施設における児童等への情報提供及び啓発

滝沢市防災マップの掲示や防災に関するパンフレット等の配布を通じて、児童等への情報提供及び啓発を行う。

(4) 日頃からの火山活動の観察

日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気付いた際には、その情報を滝沢市及び盛岡地方気象台に伝達する。連絡先は、5ページの表5のとおりである。

8. 参考資料

(1) 参考とすべき情報等

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火警報・予報	<p>噴火警報は、噴火に伴って、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」を明示して発表する。</p> <p>噴火予報は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。</p> <p>噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表する。</p>	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール（特別警報のみ）等
噴火警戒レベル	<p>火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を5段階に区分した指標。「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付記され、噴火警報に付け加えて発表される。噴火警戒レベルに対応した「警戒が必要な範囲」と「取るべき防災対応」については、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p>		
火山の状況に関する解説情報	<p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p>		テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線等
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取っていただくために発表する情報である。</p>		
火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料である。</p>		
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料である（全国版、各地方版）。</p>		
地震・火山月報（防災編）	<p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料である（全国版）。</p>		

収集する情報等	内容	発表機関	収集方法
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちに知らせる情報である。	気象庁	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災行政無線、携帯端末等
降灰予報	噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか(降灰量分布)や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝える情報である。 噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報(定時)」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(速報)」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報(詳細)」の3種類の情報として発表する。		
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表する情報である。		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表する。 緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがなくなった場合には解除する。		
土砂災害緊急情報	噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報。 市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。	国土交通省	
火口周辺規制・入山規制	火口周辺に危険がある場合や、小規模な噴火が発生するおそれがある場合等に、火口周辺又は火山への立入を規制するために、市町村が発表する情報。	市町村	テレビ、ラジオ、防災行政無線、市町村ホームページ等
避難準備・避難	避難準備は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)場合に、警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要な時に発令される。要配慮者等は避難等が必要になる。 避難は、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合に、危険な居住地域からの避難等が必要な時に発令される。		テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール等

(2) 岩手山の噴火警戒レベル

岩手山の噴火警戒レベル

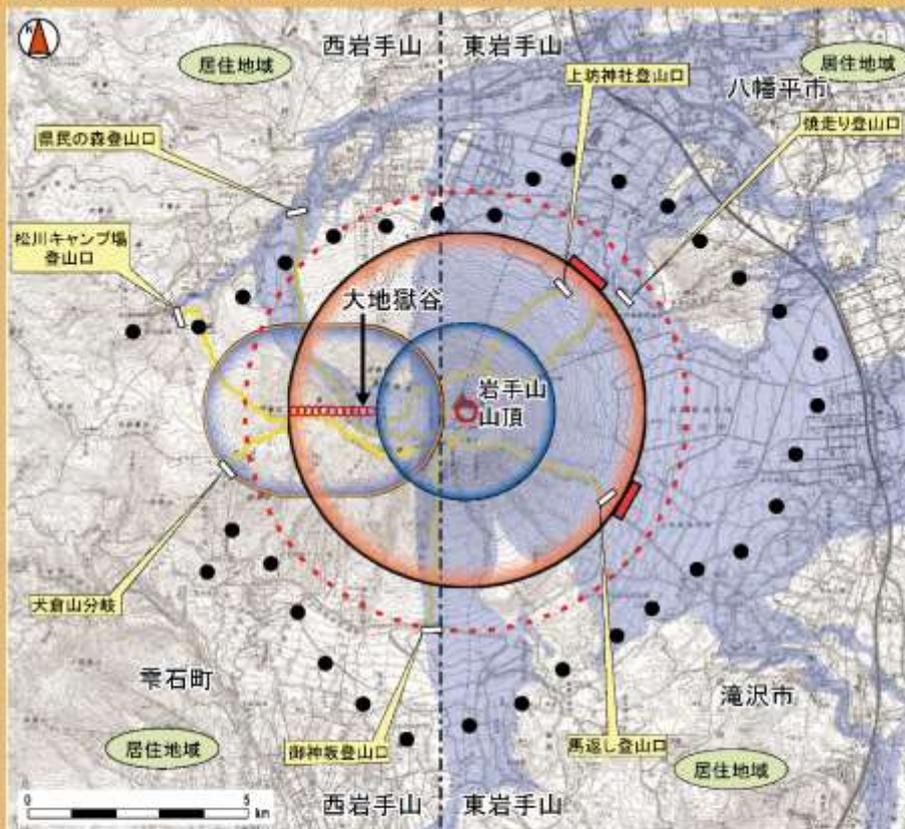
— 火山災害から身を守るために —

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等とるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 岩手山の噴火警戒レベルは、噴火警報等でお伝えします。



岩手山を西側から望む

■ 岩手山 噴火警戒レベルに対応した規制範囲



岩手山の火山活動について

岩手山では、1686年に山頂火口から、1732年に山腹火口（桃走り崩岩流）から、1919年に大地獄谷で噴火が起きています。また、1998年3月以降地震活動が活発になり、1999年からは西岩手山の大地獄谷や黒倉山から笹倉山にかけて噴気活動が活発になりました。

現在（平成31年3月）は、地震活動、噴気活動も穏やかな状況となっています。

凡 例	
●	居住地域の境界
—	規制登山道
□	登山口等の入山規制箇所
○	想定火口
○	レベル2の 影響範囲(東岩手山)
○	レベル3の 影響範囲(東岩手山)
○	レベル2、3の 影響範囲(西岩手山)
○	火砕流・火砕 サージの影響範囲 (レベル4、5)
○	融雪型火山泥流の 影響範囲(レベル4、5)
○	レベル3における 通行規制箇所

この図は、国土院発行の万分の1地形図「岩手」を使用して作成しています。

■この図は岩手山の噴火警戒レベルに対応した規制として、レベル2、3における主な規制範囲を示しています。

■岩手山の噴火警戒レベルは、地元自治体等と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町にお問い合わせください。



本誌子は、複製がインクを使用しています。



問い合わせ先

仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター
TEL:022-297-8154 <https://www.jma-net.go.jp/sendai/>
盛岡地方気象台
TEL:019-622-7868 <https://www.jma-net.go.jp/morioka/>
岩手山火山防災協議会事務局：岩手県
TEL:019-629-5155 <http://www.pref.iwate.jp/>



平成19年12月1日運用開始
平成31年3月20日改定

岩手山の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (レベル)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 過去事例 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4 km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4 km）まで飛散
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難等が必要。	●融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 過去事例 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	●東岩手山の火口から概ね4 km以内及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。（登山道は入口から立入規制） 住民は通常の生活。	●東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2 km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 過去事例 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は胎の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生。

※火口は、東岩手山山頂または西岩手山の大地獄谷から姥倉山付近までの稜線に想定される。

※「特別に被害が予想される区域（施設）」とは、融雪型火山泥流が流下する危険のある「滝沢市一本木地区砂込川沿いの区域」及び「岩手山焼走り国際交流村」を指す。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



平成31年3月

9. 様式

様式1 退避状況集計様式

集計様式				
				年 月 日 _____ : _____ 現在
緊急退避者数			うち負傷者数	備考
児童及び生徒	教職員	合計		

様式2 退避状況整理様式

No	年	組	氏名（フリガナ）	性別	負傷	備考
記載例	↑		防災 一郎（ホウサイ イチロウ）	男		
	↓		防災 花子（ホウサイ ハナコ）	女	○	右手けが
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

避難促進施設における選定基準の検討について

1 警戒範囲内にある施設のリストアップの状況：令和元年度（降灰による災害予想区域を除く）

市町村	施設数			＜参考＞ 指定予定の施設名称 (代表的なもの)
	東岩手火口の中心から概 ね4km 又は西岩手想定 火口の中心から概ね2km 以内に所在する施設	集客施設	要配慮者 利用施設	
盛岡市	0	約 380	75	盛岡市役所玉山総合事務所
八幡平市	3	109	12	岩手山焼走り国際交流村
滝沢市	0	50 以上	30 以上	国立岩手山青少年交流の家
雫石町	3	3	1	休暇村岩手網張温泉・スキー場

2 課題

警戒範囲内にある集客施設数が多く、警戒範囲内の全ての施設を避難促進施設とすることとした場合の課題。

- ・ 市町担当者による避難促進施設の指定に係る施設への説明や避難確保計画作成後のフォロー等の業務が過大となる。
- ・ 発災時に指定された施設と自治体担当者との連絡が錯綜するおそれがある。

3 他協議会の選定基準

集客施設の選定基準を設けている他協議会の状況を調査したところ、下記のとおりであった。

【人数に係る基準】

- (1) 「①火口近くに位置する施設」、「②利用者が多い大規模な施設」を基準とした。②に関しては、「大規模な施設」の目安として消防法の「宿泊施設に関しては、宿泊定員と従業員を合わせて 30 人以上となる施設」を基準とした。
- (2) 火口近くに位置する地域以外の地域においては、営業時間中に所有者等の従業員が常駐し、「不特定かつ多数の者が利用する施設 (防火管理者が必要となる 30 名以上が収容される施設)」・「防災上の配慮を要するものが利用する施設」のいずれかに該当する施設とした。
- (3) 市町村地域防災計画に定める警戒避難体制だけでは、適切かつ円滑な防災対応をとることが困難であり、市町村が火山地域全体の防災対応を実施する中で、情報伝達や避難誘導を個別に実施する必要があると考えられる不特定かつ多数の者 (100 名以上) が利用する火山災害警戒地域内の施設であり、かつ火山防災協議会の避難確保施設選定基準を満たす施設とした。

【小規模施設に係る基準】

- (1) 主に住民が利用する施設、コンビニ等小規模な施設は除く。
- (2) 小規模な施設 (例：床屋等) は、防災無線で情報を取得し、避難活動を行えると判断し除く。

4 集客施設における施設選定基準に係る検討

「3 他協議会の選定基準」を参考とすると下記の検討が必要である。

(1) 利用者数について

集客施設については30人～100人の基準を設けている協議会、自治体の例から、利用者数30人以上を計画策定施設の基準とすることについて検討。

※ 集客施設において30人以上が収容される施設は、防火管理者（常駐）の選任が義務付けられており、「施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要。」（活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について：平成27年12月24日 内閣府通知）に合致するもの。

(2) コンビニ等小規模な施設について

主に住民が利用する施設、コンビニ等小規模な施設は除くことについて検討。

5 令和4年度の対応

令和4年度は、下記(1)～(5)のとおり対応する。

- (1) 「4 集客施設における施設選定基準に係る検討」に基づいて施設のリストアップを行い、該当施設数を把握する。リストアップされた施設数を基に意見交換(R4.6)を行う(県、市町)。
- (2) 市町担当者と意見交換を行った上で、基準(案)を作成(R4.6～R4.8)し、有識者等へ意見照会を行う(R4.8 想定)(県、市町)。
- (3) 有識者等からの意見等を反映した後、協議会に諮り、基準を決定する(県)。
- (4) 要配慮者利用施設や100人以上が利用する施設等については、選定基準検討と並行して、計画の作成を進める(市町：R4 通年)。
- (5) 全国の他協議会、自治体の避難促進施設の指定に係る事例等の情報収集を行う(県：R4 通年)。

6 避難促進施設の指定に向けた取組スケジュール

対応	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6度以降
①選定		<ul style="list-style-type: none"> 【火口周辺地域の警戒範囲内】 ・ 火口周辺地域内の施設及び融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設選定。 【火口周辺地域以外の警戒範囲】 ・ 集客施設における選定基準の策定(令和4年度)。策定後、候補施設の選定。 		<ul style="list-style-type: none"> 【降灰災害予想区域】 ・ 施設のリストアップ ・ 施設選定基準の検討 ・ 候補施設との調整等
②調整		<ul style="list-style-type: none"> 【火口周辺地域及び火口周辺地域以外の警戒範囲】 ・ 候補施設の管理者との調整 		
③指定		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難促進施設として指定(地域防災計画に規定) 		
④避難確保計画作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画作成支援事業による避難確保計画を基に作成に関する情報展開<県> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画作成支援<市町村> ・ 計画作成<避難促進施設> ・ 他協議会、自治体の避難促進施設に係る事例等の情報収集及び展開<県> 		

〈参考〉避難促進施設の指定に向けた施設選定の目安

■ 施設選定の目安

各市町村が指定する避難促進施設の均衡を図るため、平成 30 年度に策定した「避難促進施設の選定基準」を踏まえた、選定の目安を下記表のとおりとする。

なお、平成 27 年 12 月 24 日 内閣府通知「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」において、避難促進施設の指定について、『市町村防災会議は、火口からの距離等の施設の位置や、利用者数等の施設の規模、施設所有者等の営業時間中の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として市町村地域防災計画に位置付けることが重要である。』としている。

平成 30 年度に策定した選定基準		設定を検討している施設選定の目安			
区域	対象施設	内閣府作成手引きに記載のグループ分けに基づく分類	選定の目安	参考	
(1) 東岩手火口を中心から概ね 4 km 又は西岩手想定火口を中心から概ね 2 km 以内の区域	活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、 <u>営業時間中に所有者等や従業員が常駐している施設</u>	/	原則として全ての施設	※1 ※2	
(2) 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（(1)を除く）	活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設 ・ <u>不特定多数の者が利用する施設</u> ・ <u>避難に時間を要する要配慮者が利用する施設</u> ※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町において判断する。	集 客 施 設	交通関係施設 [ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル等]	原則として全ての施設	※2 ※3
		宿泊施設 [ホテル、旅館、山小屋等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1 日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		
		利用者が主に屋外で活動することが想定される施設 [キャンプ場、スキー場、植物園、動物園等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1 日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		
		その他、利用者が比較的短時間滞在する施設 [観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗等]	一定の利用者数のある施設を選定 ⇒ 1 日当たりの利用者数 (or 利用者数と従業員数との合計数) で判断 [ピーク時 or 年平均] ⇒ 「目安の値」は利用者数調査後、設定 (総合的に判断)		

平成30年度に策定した選定基準		設定を検討している施設選定の目安			
区域	対象施設	内閣府作成手引きに記載のグループ分けに基づく分類	選定の目安	参考	
(2) 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（(1)を除く）	活動火山対策特別措置法施行令第1条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設 ・ <u>不特定多数の者が利用する施設</u> ・ <u>避難に時間を要する要配慮者が利用する施設</u> ※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町において判断する。	要配慮者利用施設	医療機関 [病院、診療所等]	原則として全ての施設	※2 ※3
			医療機関以外の要配慮者利用施設 [保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、障がい者支援施設等]	原則として全ての施設	

参考	項目	内容
※1	「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」 (平成28年3月 内閣府作成)	突発的な噴火による危険性の高い火口周辺の地域では、比較的小規模な施設も含め多くの施設が避難促進施設に指定されることが考えられる。 突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多く、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。
※2	「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」 (平成27年12月24日 内閣府通知)	施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。
※3	「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」 (平成28年2月22日 内閣府告示)	人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者による利用者の安全を確保する取組が重要となる。

岩手山火山防災協議会規約（改正箇所は赤字）

（設置）

第1条 岩手県並びに盛岡市、八幡平市、滝沢市及び雫石町（以下「関係市町」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から岩手山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、岩手山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、岩手山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関すること。
- (2) 噴火警戒レベルの運用に係る協議に関すること。
- (3) 避難計画の策定に係る協議に関すること。
- (4) 火山防災マップの作成に係る協議に関すること。
- (5) 法第5条第2項の規定による岩手県地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (6) 法第6条第3項の規定による関係市町の地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有に関すること。
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関すること。
- (9) 防災訓練の推進に関すること。
- (10) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (11) その他岩手山の火山防災対策の推進に関すること。

（協議会）

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、八幡平市長及び滝沢市長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市長

第2順位 八幡平市長

（協議会の招集等）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

- 2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、会議を開催せずに協議を求める必要があると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、岩手県総務部総合防災室長~~復興防災部防災課総括課長~~をもって充てる。
- 5 副幹事長は、八幡平市防災安全課長及び滝沢市市民環境部防災防犯課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 滝沢市市民環境部防災防犯課長

第2順位 八幡平市防災安全課長

(協議事項)

第8条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、幹事長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第9条 第4条から第6条までの規定は、幹事会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」に、「委員」とあるのは「幹事」に読み替えるものとする。

(作業部会)

第10条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。
- 3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第11条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県総務部総合防災室復興防災部防災課に置く。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 岩手山火山防災協議会規約（平成27年4月1日策定）は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年9月13日から施行する。
- 5 この規約は、平成30年3月8日から施行する。
- 6 この規約は、令和2年3月31日から施行する。
- 7 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、盛岡市長、八幡平市長、滝沢市長、雫石町長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長
法第4条第2項第6号	盛岡地区広域消防組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、井良沢道也教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所国立公園管理官、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、滝沢市観光協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長

別表第2（第7条関係）

所 属	幹 事
岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美
岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫
岩手大学 教授	井良沢 道也
東北大学 名誉教授	浜口 博之
東北大学大学院理学研究科 教授	三浦 哲
岩手県総務部総合防災室復興防災部防災課	室長総括課長
岩手県環境生活部自然保護課	総括課長
岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長
岩手県盛岡広域振興局経営企画部	部長
岩手県警察本部警備部警備課	課長
盛岡市総務部危機管理防災課	課長
八幡平市防災安全課	課長
八幡平市商工観光課	課長
滝沢市市民環境部防災防犯課	課長
滝沢市経済産業部商工観光観光物産課	課長
雫石町防災課	課長
雫石町観光商工課	課長
盛岡地区広域消防組合消防本部警防課	課長
東北地方整備局企画部	防災対策技術分析官

東北地方整備局河川部	広域水管理官
東北地方整備局岩手河川国道事務所	総括地域防災調整官
仙台管区気象台気象防災部	火山防災情報調整官
盛岡地方気象台	防災管理官
陸上自衛隊東北方面特科連隊	第3科長
国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官
東北森林管理局盛岡森林管理署	次長
東北森林管理局岩手北部森林管理署	次長
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理 事務所盛岡管理官事務所	国立公園管理官
(公財) 盛岡観光コンベンション協会	事務局長
(一社) 八幡平市観光協会	事務局長
滝沢市観光協会	事務局長
(一社) しずくいし観光協会	事務局長

岩手山火山防災に係る来年度の取組（案）

岩手山の火山防災対策については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら警戒避難体制の構築を図るとともに、次の取組を推進する。

年 度	実施主体	取組内容
令和元年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒範囲内（※）に所在する施設のリストアップ （※降灰による災害予想区域を除く岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲内） 避難促進施設の指定に係る施設選定の目安を設定、市町村間で共有 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る）
令和2年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ol style="list-style-type: none"> 火口周辺地域内の施設及び融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設選定 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） 融雪型火山泥流の流下する危険のある地域の候補施設において、避難確保計画を作成
令和3年度	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の指定に係る集客施設選定の目安について打合せ 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） <p>【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定） 避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施
	避難促進施設の管理者	<p>【避難確保計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画策定支援事業による避難確保計画を基に作成に関する情報展開 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）

年 度	実施主体	取組内容（予定）
令和4年度 以降（予定）	市町村、 岩手山火山 防災協議会	<p>【避難計画の周知等】（継続実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る <p>【避難促進施設の指定に向けた取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難促進施設の指定に係る集客施設選定の基準の策定。 ・ 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） <p>【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定） ② 避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施 <p>【降灰による災害予想区域内の避難促進施設の指定】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設のリストアップ ② 候補施設の管理者との調整 ③ 避難促進施設の指定 ④避難確保計画の作成支援等
	避難促進施設 の管理者	<p>【避難確保計画の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画策定支援事業による避難確保計画を基に作成に関する情報展開 ・ 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）